

1 京都府産木材認証制度の概要(1)

■京都府内産木材の認証(証明)

京都府産木材認証制度(認証制度)は、京都府産木材の利用により、木材の輸送時に排出される二酸化炭素量(ウッドマイレージCO2)の削減や森林整備を促進することで、地球温暖化防止を進める制度(創設:平成16年度)

■認証(証明)の種類

- ①<u>ウッドマイレージCO2京都の木認証</u>:京都府内の森林から合法的に伐採された木材で、認証制度で府の認定を受けた府内の事業者のみによって、生産・加工・流通したもの。
- ②<u>京都の木証明</u>:京都府内の森林から合法的に伐採された木材で、認証制度で府の認定を受けた府内の事業者又は指定認証機関の登録を受けた府外の事業者によって、生産・加工・流通したもの。

■認証(証明)機関

京都府から指定を受けた認証機関が、審査の上、認証(証明)書を発行 →指定認証機関: (一社)京都府木材組合連合会

■審査の内容

- ・認証(証明)対象の府内産木材が、適正に分別管理され最終現場に届いたか。
- ·流通経路の把握(WMの場合)

■認証(証明)書が必要な場合

- ・京都府産木材の利用に係る京都府補助事業(ひろがる京の木整備事業など)を活用する場合
- ・京都府(市)地球温暖化対策条例で京都府産木材の利用が義務づけられている場合
- ・公共工事で京都府産木材が指定されている場合 等

1 京都府産木材認証制度の概要(2)

ウッドマイレージCO₂京都の木認証と京都の木証明の木材の流れ(模式図)

府内のみで流通・加工

ウッドマイレージ CO2京都の木認証



京都府産木材の証明 + ウッドマイレージCO2の計算

京都の木証明



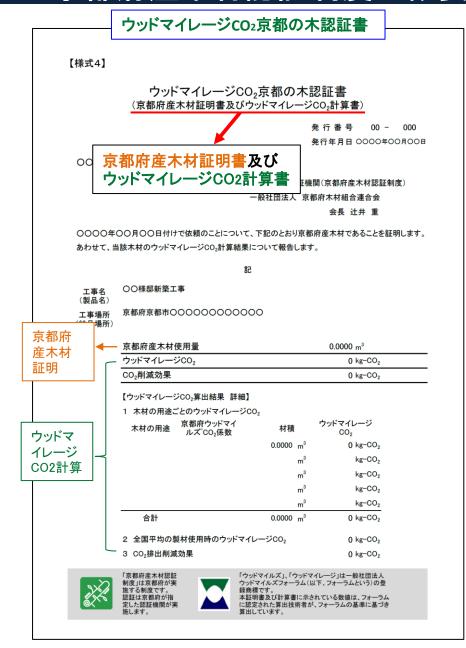
京都府産木材の証明

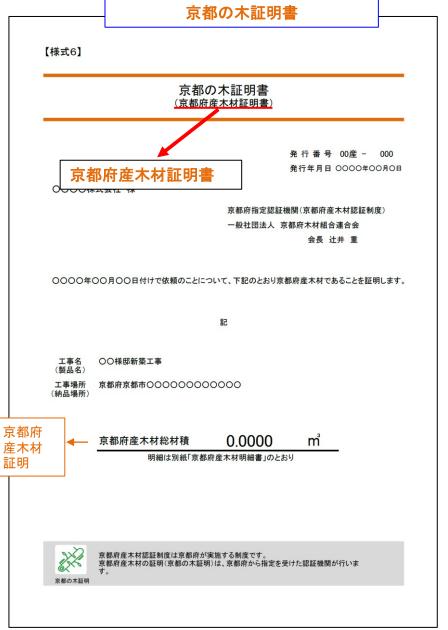


凡 → ウッドマイレージCO₂京都の木認証の対象となる木材の流れ

例 ⇒ 京都の木証明の対象となる木材の流れ

1 京都府産木材認証制度の概要(3)





2 京都府産木材認証(証明)の仕組み(1)

伐採から認証(証明)依頼までの流れ(模式図)



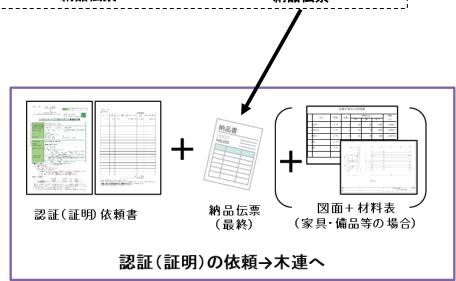
■認証(証明)の条件:

当該木材が取扱事業体、認証機関登録事業体により適切に分別管理され届けられたか。

■確認方法:

納品書等の伝票で確認する。(WM算出の経路 把握含む) ___

伝票が重要!(根拠資料)



2 京都府産木材認証(証明)の仕組み(2)

伝票のポイント(必要事項を確認して次にリレー)

納品書(サンプル) No 「年月日 ○○○ 工務店 御中 事業体番号 ***体級足器子 ○○製材所 代表者名

下記のとおり納品申し上げます。

品名	樹種	規格	数量	単位	単価	金 額	摘要
(梁·桁)	(スギ)	(00×00× 00mm)					京都府産 (ウッドマイレージ CO、音響の本語音学業
(梁·桁)	(スギ)	(00×00× 00mm)					京都府産 (全等の本益夫資金)

※上記の京都府産木材は、材料となる樹木が京都府内の森林から合法的に伐採されたことが確認された木材です。 (【注】記載例

「ウッドマイレージCO。京都の木認証」の対象になる木材の場合:

「上記の京都府産木材は、京都府産(ウッドマイレージCO。京都の木認証対象)」等と記載。

「京都の木証明」の対象になる木材の場合:「上記の京都府産木材は、京都府産(京都の木証明対象)」等と記載。

【記載上の注意点】

登録番号(OO-T-OO、OO-NT-OO)

どの木材が京都府産木材(**認証材か証** 明材の別)か分かるように記載

例 1

・摘要欄(ご京都府産(ウッドマイレージ CO₂京都の木認証対象)又は「京都府産 (京都の木証明対象)と記載

例 2

※印を付ける
 「※印は京都府産(ウッドマイレージ
 CO2京都の木認証対象)又は
 「※印は京都府産(京都の木証明対象)と記載

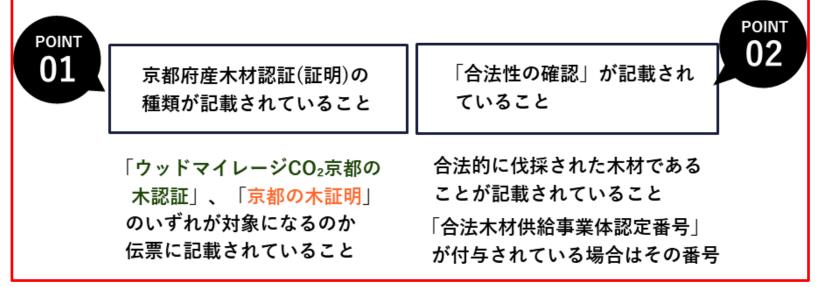
など

京都府産木材であること合法的に伐採されたこと

2 京都府産木材認証(証明)の仕組み(3)

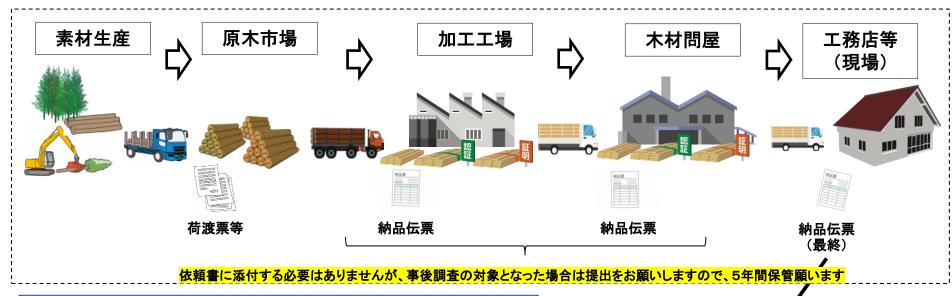
適切な伝票のリレー



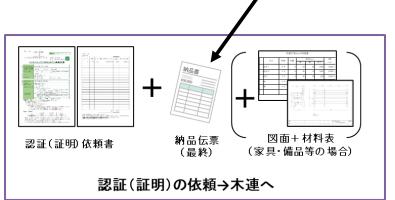


3 京都府産木材認証(証明)の依頼手続き(1)

認証(証明)の依頼まで

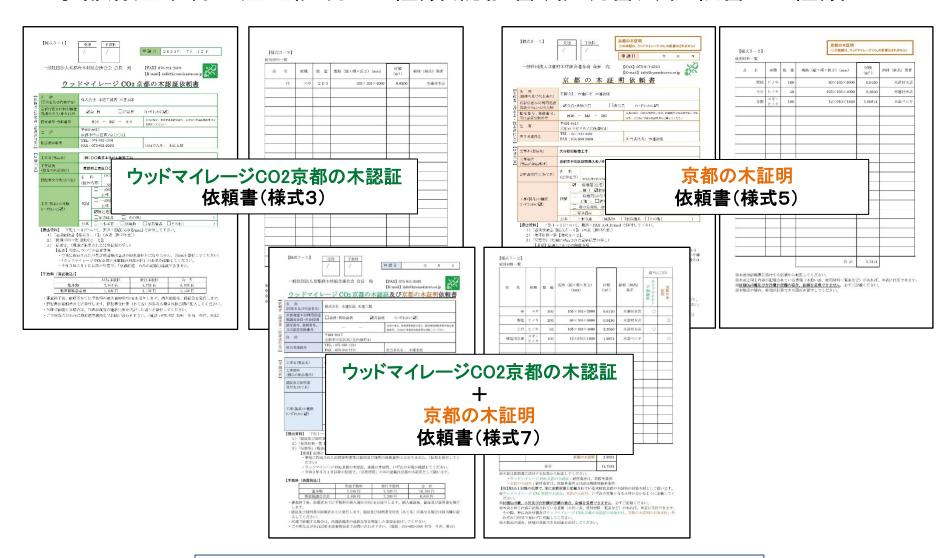


- ■認証(証明)依頼
 - ①依頼書、使用材料一覧表(様式3、5、7)
 - ②現場への最終伝票の写し
 - ③図面及び材料表(家具・備品の場合)
- ■依頼先
 - (一社)京都府木材組合連合会あて FAX、メールで送付(押印不要)



3 京都府産木材認証(証明)の依頼手続き(2)

■京都府産木材の産地証明は2種類(認証書、証明書)、依頼書は3種類



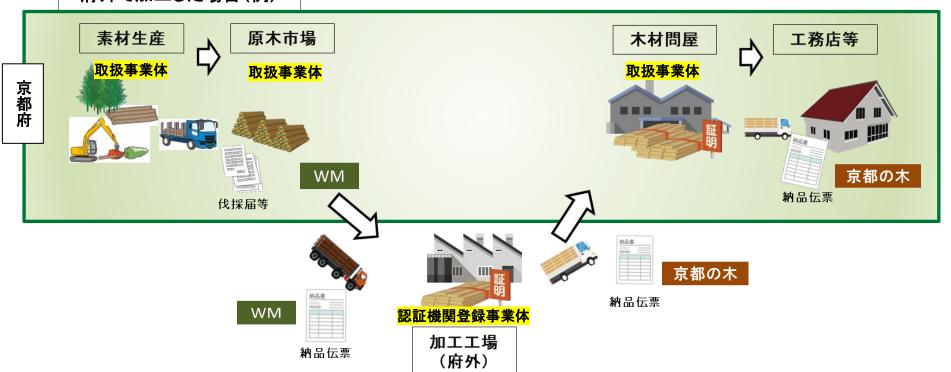
■最新の様式を使用して下さい。(木連HPからダウンロード)

3 京都府産木材認証(証明)の依頼手続き(3)

府内のみで加工・流通



府外で加工した場合(例)



3 京都府産木材認証(証明)の依頼手続き(4)

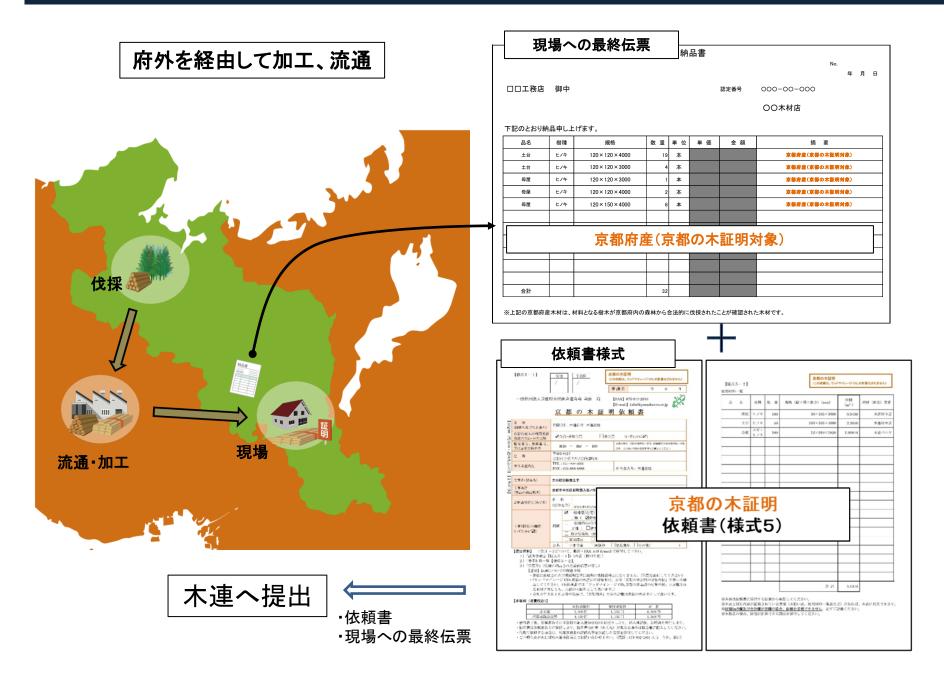


木連へ提出

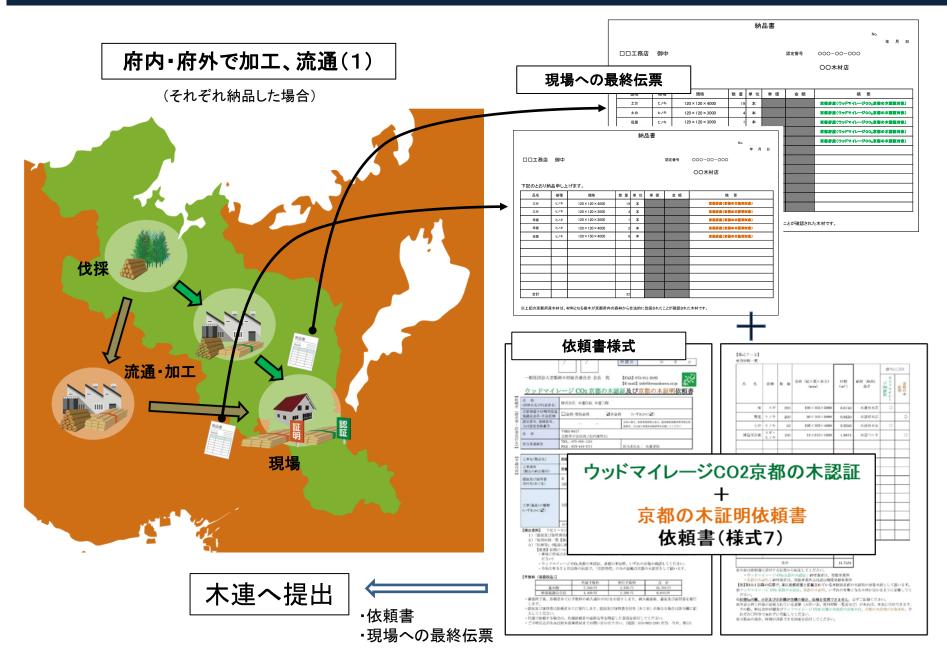
- •依頼書
- ・現場への最終伝票



3 京都府産木材認証(証明)の依頼手続き(5)



3 京都府産木材認証(証明)の依頼手続き(6)



3 京都府産木材認証(証明)の依頼手続き(7)

府内・府外で加工、流通(2)

(合わせて納品した場合)



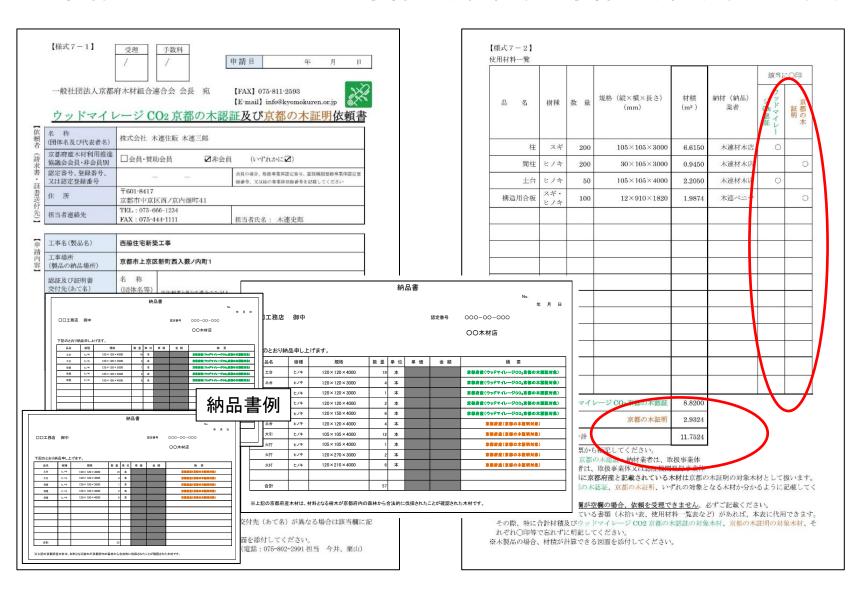
木連へ提出

- •依頼書
- ・現場への最終伝票



3 京都府産木材認証(証明)の依頼手続き(8)

- ■様式7を使用する場合の留意点
- 一つの物件にウッドマイレージCO2京都の木認証材と京都の木証明材が混在する場合



3 京都府産木材認証(証明)の依頼手続き(9)

依頼書(様式3-1など) 【様式3-1】 受理 手数料 申請日 日 1 一般社団法人京都府木材組合連合会 会長 宛 [FAX] 075-811-2593 [E-mail] info@kvomokuren.or.jp ウッドマイレージ CO2 京都の木認証依頼書 (団体名及び代表者名) 京都府産木材利用推進 (3) □会 員 □非会員 (いずれかに☑) 協議会会員·非会員別 会員の場合、取扱事業体認定番号、又は緑の事業体登録番号を 認定番号•登録番号 記載してください 書 住 所 (5) TEL: 担当者連絡先 FAX: 担当者氏名: 工事名(製品名) 工事場所 $\overline{(7)}$ (製品の納品場所) 名 称 (8) 認証書交付先(あて名) (団体名等) ※依頼者と異なる場合のみ記入 □ 一般建築(住宅) ※ひろがる京の木整備事業を活用する建物など □建売新築 □増改築・リフォーム)(ア) □ 一般建築(非住宅;店舗・事務所等)※ひろがる京の木整備事業を活用する対 工事(製品)の種類 工種(□新築 □増改築・リフォーム) (いずれかに☑) □特定建築物(地球温暖化対策条例に基づき府内産木材を使用する建物) (ウ) (エ) □家具備品 □ その他(公共 □土木事業 □建築物 □家具備品 □その他(【提出資料】 下記 $1 \sim 3$ について、郵送・FAX 又は E-mail で送付して下さい。 1)「認証依頼書【様式3-1】」(本表〔押印不要〕) 2)「使用材料一覧【様式3-2】」 3)「伝票等」(現場に納品された最終伝票の写し) 【重要】伝票についての留意事項 ・事後に作成された出荷証明書等は認証の根拠資料とはなりません。(伝票を添付してください) ・「ウッドマイレージ CO2 京都の木認証の対象木材」の表示を確認してください。 ・令和3年5月1日以降の伝票で、「京都府産」のみの記載は認証できません。

【手数料 (消費税込)】

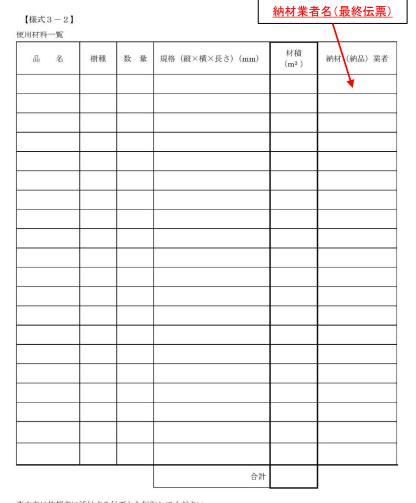
	申請手数料	発行手数料	合 計
基本額	7,040 円	1,760 円	8,800円
推進協議会会員	4,400 円	1,100円	5,500円

- ・審査終了後、依頼者あてに手数料の納入通知(FAX)をお送りします。納入確認後、認証書を発行します。
- ・認証書は依頼者あてに発行します。認証書交付先(あて名)が異なる場合は該当欄に記入してください。
- ・代理で依頼する場合は、代理依頼者の連絡先等を明記した書面を添付してください。
- ・ご不明な点があれば府木連事務局までお問い合わせ下さい。(電話:075-802-2991 担当 今井、栗山)

- ① 申請日
- ② 依頼者の名称等(請求先、証書交付先)
- ③ 京都府産木材利用推進協議会の会員・賛助会員の有無 (取扱事業体、緑の事業体、認証機関登録事業体)
- ④ 取扱事業体等の登録番号(非会員の場合は空欄)
- ⑤ 依頼者の住所、連絡先等(内容等の問合せ先)
- ⑥ 工事名(物件名等)、家具・備品の場合は製品名
- (7) 工事場所(住所)、家具・備品の場合は納品場所
- ⑧ 証書等交付先(あて名)が②の依頼者と異なる場合は記載
- ⑨ 工事(製品)の種類
- (ア) ■京都府補助金(ひろがる京都の木整備事業(住宅タイプ、非住宅タイプ)) の場合等(特定建築物以外の建築物)
- ■地球温暖化対策対策条例で府内産木材の使用が義務付けられている (イ) 場合(特定建築物)
- ■京都府の補助金(ひろがる京の木整備事業(木製品導入支援タイプ))の (ウ) 場合等
- (エ) ■公共工事等で府内産材の使用が定められている場合等

3 京都府産木材認証(証明)の依頼手続き(10)

使用材料一覧表(様式3-2など)



※本表は依頼書に添付する伝票から転記してください。

※本表と同じ内容が記載されている書類(木拾い表、使用材料一覧表など)があれば、本表に代用できます。 ※<u>材積(m³)欄及び合計欄が空欄の場合、依頼を受理できません</u>。必ずご記載ください。

※木製品の場合、材積が計算できる図面を添付してください。

建築物等の場合

【様式3-2】

使用材料一覧表

使用材料一覧

品名	樹種	樹種 数量		規格(mm)			納材業者
四位	1到1里	奴里	縦	横	長さ	(m³)	柳州未有
土台	ヒノキ	10	105	105	3000	0.0331	○○製材
土台	ヒノキ	20	105	105	4000	0.9702	"
大引	ヒノキ	10	90	90	3000	0.0243	"
大引	ヒノキ	5	105	105	3000	0.2916	"
梁桁	スギ	10	90	90	4000	0.1323	"

木製品の場合(木製品導入支援事業など)



図面(部材毎に寸法・材積照合)

納材業者

00木工

(m²)

0.2419

0.0563

0.0155

0.0561

0.0108

0.0000 0.0000

745

1485

3 京都府産木材認証(証明)の依頼手続き(11)

チェックシート

提出不要 (依頼者控)

(参考)

ウッドマイレージCO2京都の木認証依頼書

チェックシート

		事 項	チェック 欄
_	1	【依頼者】、【申請内容】に必要事項を全て記入しましたか。	
依頼書	2	【申請内容】の「工事(製品)」の種類にチェックをしましたか。	
書 1	3	認証書の交付先を確認しましたか。 (空欄の場合、依頼者あてに発行します。)	
使用材料3-	4	「使用材料一覧」に必要事項を全て記入できていますか。 (使用材料欄と同じ内容が記載されている書類があれば代用可能) ※木製品の場合、材積が計算できる図面を添付してください。	
覧 2 5	5	材積 (m³) 欄および 材積の合計値を記入していますか。	
() 企	6	【様式3-2】に記載した製品について、納材業者(取扱事業体)からの納品伝票又は請求伝票(控えまたはコピー)を添付しましたか。 ※事後に作成された出荷証明書等は証明の根拠資料とはなりません。	
(伝票)	7	伝票には、「ウッドマイレージ CO2 京都の木認証の対象木材」と表示されていますか。 【注】令和3年5月1日以降の伝票で、単に京都府産と記載されている木材は、ウッドマイレージ CO2 京都の木認証ができませんのでご注意ください。	

ご不明な点がございましたらお問合せください

【認証書、計算書発行の手続きに関して】

一般社団法人 京都府木材組合連合会 〒604-8417 京都市中京区西ノ京内畑町 41番 3

TEL: 075-802-2991 FAX: 075-811-2593

Email: info@kyomokuren.or.jp http://www.kyomokuren.or.jp

【京都府産木材認証制度に関して】

京都府農林水産部林業振興課木材産業係

TEL: 075-414-5009 FAX: 075-414-5010

http://www.pref.kyoto.jp/rinmu/14100081.html

審査は現場への最終伝票で行うため、 審査に必要な伝票以外は当方で適正に処 分させていただきます。

なお、京都府産木材認証制度実施プロ グラムに基づき、生産・加工・流通の各 過程における取扱事業体の伝票を確認す る事後調査を行う場合がありますので、 伝票等は5年間適正に保存願います。

また事後調査の対象となった場合には 該当する伝票等の写しの提出など円滑な 調査にご協力願います。

■チェックシート(提出不要)■

代理人連絡票

代理人連絡先等

依頼者の代理で依頼書等の書類を作成された場合に添付してください。

※依頼書の内容についての問い合わせ先(手数料請求先、証書送付先ではありません。)

氏 名	
所属 (会社等の名称)	
電話番号(所属)	
同 (携帯)	
FAX 番号	
E-mail	

連絡事項

■代理で依頼書を作成された場合は添付して下さい。■

- ・内容の問合せは依頼者ではなく代理人に行います。
- ・請求書、証書は依頼者に送付します。

3 京都府産木材認証(証明)の依頼手続き(12)

依頼書の作成から提出まで(依頼

者)

STEP 1

受け取った納品書の記載内容を確認

- •事業体認定番号
- •納品先、納品場所
- ・材の明細
- •合法性の記載
- ・ウッドマイレージCO2認証 または京都の木証明の対 象材

「WM認証」対象材 Iのみ (様式3-1, 3-2)

「京都の木証明」対象材のみ (様式5-1,5-2)

両者混在(WM+京都の木) (様式7-1.7-2)



納品書から、証明に係る府内産材を、該当の木材一覧表様式に転記 STEP 2 (品目毎の寸法、数量、材積、合計材積)

→様式7の場合は、「WM認証材」と「京都の木証明材」を分ける。



STEP 3 該当の依頼書様式に必要事項を記載

証明書のあて 先に注意

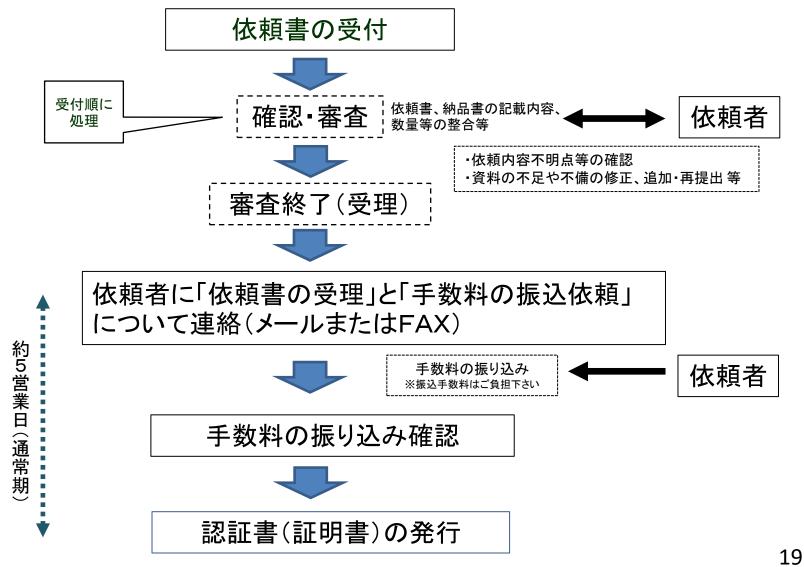


チェックシートで確認後、FAXまたはメールで木連に提出(押印不要)

提出書類 : ①依頼書+②木材一覧表+③納品書(現場あて最終伝票)

3 京都府産木材認証(証明)の依頼手続き(13)

認証書(証明書)の発行まで(木連)



3 京都府産木材認証(証明)の依頼手続き(14)

様式の種類	依頼書	木材一覧表
ウッドマイレージCO2京都の木認証	3-1	3-2
京都の木証明	5-1	5-2
ウッドマイレージCO2京都の木認証及び 京都の木証明	7–1	7-2

■木材一覧表は、同じ内容が記載されている書類(木拾い表、使用材料一覧表など)で代用可能です。

記載項目:品名、樹種、数量、規格(寸法)、材積、合計材積、納材業者

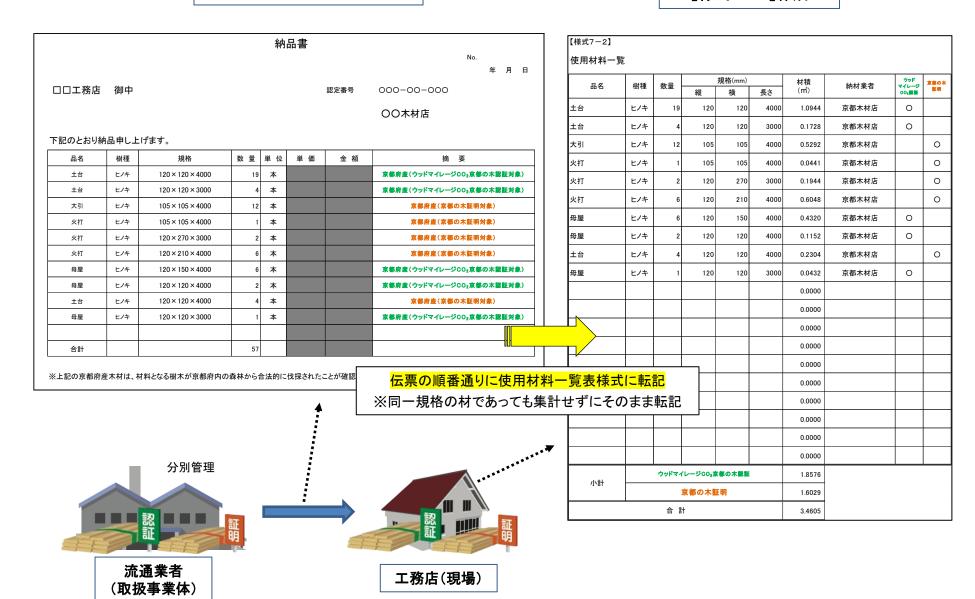
※様式7-2の場合は、上記に加えて、ウッドマイレージCO2京都の木認証材、 京都の木証明材の区分、材積、合計材積

■家具・備品の場合は、材積が計算できる図面を添付してください。

3 京都府産木材認証(証明)の依頼手続き(15)

工務店への伝票(最終伝票) [取扱事業体の例]

認証(証明)依頼 【様式7-2】作成



■まとめ(よくある質問)

依頼者は誰か。

認証(証明)書が必要な方です。木材納入業者の方や施主の方など、どなたでも依頼することができます。(手数料は依頼者に請求します。)

依頼様式はどれか。

依頼される認証(証明)の種類により3種類の様式を用意しています。

- ①「ウッドマイレージCO2京都の木認証対象材」だけの場合 → 様式3
- ②「京都の木証明材」だけの場合

→ 様式5

③両者ある場合

→ <u>様式7</u>

- ※「ウッドマイレージCO2京都の木認証対象材」は「京都の木証明」で発行することもできます。 (ウッドマイレージの計算が不要な場合など。この場合は様式5を使用してください。)
- ※京都府の補助制度では認証等の種類で補助率に差がある場合があります。

どこに何を提出するのか

「依頼書」+「使用材料一覧」+「最終伝票の写し」を木連に提出して下さい。 家具の場合は図面と部材の明細表も添付して下さい。

■まとめ(よくある質問)

依頼書に添付する「最終伝票」とは何か

建築現場に納品された際の取扱事業体又は認証機関登録事業体からの納品書(または請求書)の写しが必要です。

- ※単価や金額は不要です。(黒塗り可)
- ※事後に作成された「出荷証明書」等は根拠資料とはなりません。

伝票に記載が必要な事項は何か

品名、樹種、規格(寸法)、数量に加え、下記の2点の記載をお願いします。

- ①「京都府産木材認証(証明)の種類」
 - →「ウッドマイレージCO₂京都の木認証」または「京都の木証明」対象材
- ②「合法性の確認」
 - →合法的に伐採されたことが確認された木材であること。



- ※依頼時は最終伝票(写)だけを添付していただきますが、事後調査(抽出)を行う場合がありますので、伝票等は5年間適正に保存願います。
- ※事後調査の対象となった場合には該当する伝票等の写しの提出など、 円滑な調査にご協力願います。
- ※年度末は依頼が殺到しますので、時間的余裕をもって依頼願います。

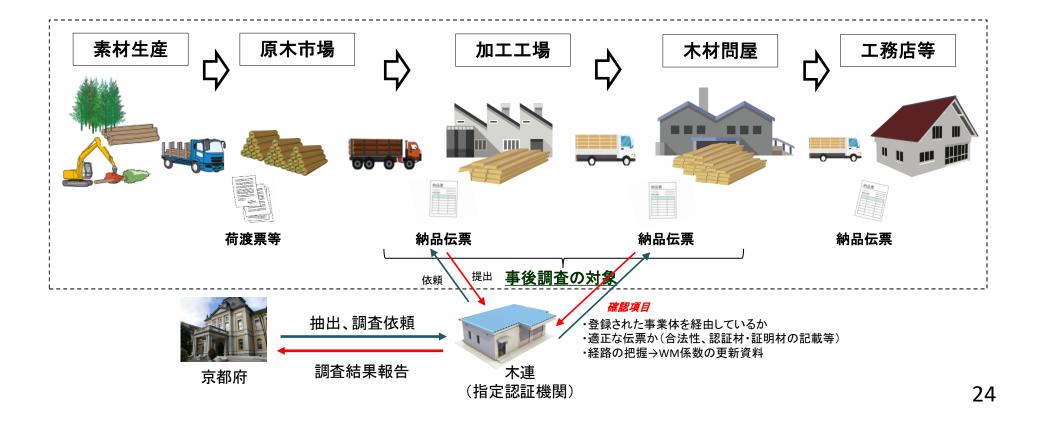
■最後に(事後調査へのご協力)

事後調査とは

認証書を発行した木材の生産・加工・流通の確認及びウッドマイレージCO2算定資料の更新のため行うものです。

- ① 京都府は毎月の認証書等の1割の抽出をする。
- ② 木連は抽出された当該木材の生産、加工、流通に係る伝票等(写)を、順次取扱事業体等から入手し、その内容を確認する。
- ③調査結果について、京都府に報告する。

- 伝票の保管
- 事後調査対象に なった場合、<u>伝票の</u> <u>写しの提供</u>をお願い します。



■参考(制度詳細、様式等のダウンロード)





付) 用語解説

京都府産木材認証制度	 京都府産木材の利用推進による地球温暖化防止を目的とする制度(平成16年度京都府制定)
京都府産木材	京都府内の森林から、合法的に伐採された樹木を材料とする木材
京都府産木材証明書	京都府産の木材であることを証する書面
ウッドマイレージCO2	木材の輸送過程における二酸化炭素の排出量で、基準に基づき算出されたもの。環境負荷の評価基準となるもの。
ウッドマイレージCO2京都の木認証	京都府産木材の証明及びウッドマイレージCO2計算書の発行
京都の木証明	京都府産木材の証明
取扱事業体	京都府産木材認証又は京都府産木材証明の対象となる木材の生産、加工又は流通を行う事業体として京都府知事が認定した者
緑の事業体	京都府産木材認証又は京都府産木材証明の対象となる木材を使用して建築(緑の工務店)又は設計(緑の設計事務 所)を推進する事業体として、京都府知事が登録した者
指定認証機関	 京都府産木材認証及び京都府産木材証明を行う機関として京都府知事が指定した者(京都府木材組合連合会)
認証機関登録事業体	指定認証機関により認定及び登録された事業体
京都府産木材認証	取扱事業体によって生産、加工及び流通された木材に対して、指定認証機関が京都府産木材証明書及びウッドマイレージCO2計算書を発行すること
京都府産木材証明	取扱事業体又は認証機関登録事業体によって生産、加工及び流通された木材に対して、指定認証機関が京都府産木材 証明書を発行すること
京都府産木材利用推進協議会	京都府産木材の利用及び販売を促進するため、全ての取扱事業体及び緑の事業体並びに認証機関登録事業体が構成員として組織する協議会
京都府(市)地球温暖化対策条例	府(市)民ぐるみで地球温暖化を防止するための対策等を定めたもの。地域産材の利用は森林の保全を通じた地球温暖化防止に繋がるため、一定規模以上の建築物には府内産木材の利用を義務づけている。